

ひらかたヘルパー通信

【第7号】

平成27年4月発行
枚方市訪問介護事業者会

事務局：枚方市楠葉朝日1丁目21-8-202

TEL 072-809-4416

(訪問介護おでかけ内)

春暖の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は当会にひとかたならぬ御愛顧を賜り、ありがとうございます。
さて今号では26年度主催行事をまとめてご紹介させていただきます。

第1回管理者のつどい

平成26年6月24日(火) 18:30~20:00 参加者24名

訪問介護事業所における管理者の皆様にお集まりいただき「事業所の特徴や相違工夫していること」、「利用者を増やす方法」、「ヘルパーのスキルアップの仕方」などについて、3グループに分かれてディスカッションを行いました。参加者の皆様より「自分のところももっと工夫が必要だと実感した!」、「今後はもっとつながりを大切にしたい!!」などのご意見を頂戴しました。



研修会 ~呼吸器疾患って?! 体感できる。触って学ぶ呼吸器機~ 26.8.27

かいとクリニック 垣内 成泰 院長 にお越しいただき、高齢者に多い呼吸器疾患や受診の目安、呼吸器が必要となる基礎的な疾患の理解についてご講演いただきました。

また(株)東機質、IMI(株)、フィリップス レスピロニクス合同会社の三社にご協力をいただき、呼吸器機等の説明並びに体験会を実施しました。参加者は43人(27事業所)でした。



↑「排痰補助装置」装着体験の様子



↑枚方市保健所の看護師の皆様

26.10.18

介護実技講習会

昨年度開催しました「未経験者・ブランクヘルパーのフォローアップ実技講座」の際に「次回は是非、訪問介護職員対象の実技講座を行ってほしい!」との声が多数寄せられました。

そこで今回は『訪問介護職員（新人～中堅職員）対象の介護実技講習会』を企画しました。

内容は、ベッド上の介護、移動介助、移乗介助、衣類着脱、排泄介助、歩行介助、立ち上がり介助です。

受講生は、初任者研修受講まもない新人から、介護福祉士所持者の中堅 12 年目の方とかなり幅広い層のご参加をいただきました（参加者：午前 23 名、午後 28 名）。



👉 オリエンテーションの様子



↑ 衣類着脱介助



↑ ベッド上の介助

（片麻痺・四肢麻痺・下肢麻痺など）

～受講生の声 ②～

特にベッドでの寝返り、起き上がりには感動しました。（40代・女性）

車いすの介助👉



～受講生の声 ③～

実技をしながら質問できるのでとても勉強になりました。（30代・女性）



👉 床からの立ち上がり

（片麻痺の一部介助／四肢麻痺の全介助）

第3回ボーリング大会



26年9月20日（金）松園ボウルにて“第3回ボーリング大会”を開催しました。

当日の参加者は25名（14事業所）。今年も例年通り事業所の枠を越えた混合チームを結成し和やかなひと時を共に過ごしました。

研修会

26年12月12日（金）14:00～16:00

「高齢者を狙う詐欺の手口とは!?!」 & 「虐待から守る為のチーム支援とは!?!」

枚方市立消費生活センター
消費生活コンサルタント 大角 梨加 氏

枚方市高齢社会室 地域連携グループ
石橋 知実 氏



昨今、高齢者狙いの『詐欺被害』や、『虐待』などの被害が年々増大しています。高齢者を守る為に、私達ヘルパーができることは何か。この研修では、そんな問題に対して、事例をもとに学びたいとの思いから開催にいたり、大角梨加氏と当会顧問の石橋知実氏のお二方に御講演いただきました。

高齢者の“いつも”を知っている私達ヘルパーが“いつも”との違いに気付いていくことで、高齢者を守る事ができる事を今回の研修で学びました。



研修会 「平成27年度介護報酬改定について」 ～訪問介護における算定要件、通知の解釈～

《 参加者：51 事業所 / 83 名 》

去る平成27年3月13日（金）18時30分より（株）インフォ・テックの西岡大介氏にお越しいただき、今年4月に改定される『介護報酬』についての最新情報をお話いただきました。行政の資料をもとに分かりやすく解説いただきました。



第7回通常総会 & 第2回管理者のつどいのお知らせ

日 時：平成27年4月24日（金）18：00～20：30（受付17時45分～）

場 所：ラポールひらかた3階 和室

◎第7回通常総会（18：00～18：30）

役員改選・26年度事業報告(案)及び決算書(案)・27年度事業計画(案)及び予算書(案)

◎第2回「管理者のつどい」（18：40～20：30）

「報酬改定に伴い、工夫していること。取り組みなどの情報交換をしましょう！」

申込み：4月17日（金）までに別紙申込書記入の上、FAX（072-809-2204）で申込ください。

なお、総会に欠席の場合は委任状も必ずご記入いただきますようお願いいたします。

《編集後記》...

2015年4月、三年に一度の介護保険法における報酬改定が行われました。

周知のとおり大きなマイナス改定です。昨年、財務省からの大幅な報酬引き下げ案が提示され、それに伴い厚労省との協議。その背景には、年々増大する社会保障費、社福法人の内部保留金、一般の中小企業（他業種）に比べ利益率が高い等の指摘を受けての結果です。

また、今回の改定では「サ責配置」の緩和、「身体O」の算定緩和、「特定事業所加算Ⅳ」の新設、「生活機能向上連携加算」の対象事業所の追加、「処遇改善加算Ⅰ」の見直し等が行われました。

これらの加算等の獲得が、今後の事業所運営を大きく左右することになります。しかしながら、小規模事業所ではこれらの算定は厳しく、運営困難に陥る事業所が出てくるのではないかと危惧します。

そしてもうすでに、次の三年後の「医療・介護のW改訂」、「包括ケアシステム」の構築、「2025年問題」に向けて動き始めています。

今こそ、私たち事業者やヘルパーが、利用者への支援を安心して行えるよう、事業の存続、地道な活動、ヘルパーの役割の再認識、ヘルパーの存在価値をしっかりと見出し続けていかなくてはなりません。（今岡 望）